

《生活保護法指定介護機関の皆様へ》

生活保護制度における介護扶助について

生活保護法に基づく介護扶助において、お問い合わせの多い事項についてご案内します。

1. 介護券の発券について

被保護者からの介護扶助の申請に基づき、福祉事務所で介護扶助の決定を行います。

介護扶助が決定された場合は、福祉事務所から介護サービスの種類に応じて介護券が発行されます。

介護券は暦月を単位として発行されますので、介護報酬の請求の際には、福祉事務所から送付した介護券を毎月必ず確認し、必要事項を正確に転記してください。

2. 生活保護法・中国残留邦人等支援法による指定介護機関の申請・届出について

下記のような事由が生じた場合は、生活福祉課に届出書を提出してください。

（生活保護法の改正により、平成26年7月1日以降に新たに介護保険の指定または許可を受けた介護機関は、生活保護法の指定介護機関の指定を受けたものとみなされるため、生活福祉課への申請・届出は不要です。）

届出を要する事項	提出書類
新たに生活保護法による指定を受ける場合	申請書・誓約書
・ 指定介護機関の名称や所在地に変更があった場合 ・ 指定介護機関の開設者や管理者の変更があった場合	変更届
・ 指定介護機関を廃止した場合 ・ 指定されているサービスの一部を廃止した場合	廃止届
指定介護機関を休止した場合	休止届
休止した介護事業所を再開した場合	再開届
他法による処分を受けた場合	処分届
指定介護機関の指定を辞退しようとする場合	辞退届

提出書類の様式は、川口市のホームページよりダウンロード可能です。

（ホーム > 組織から探す > 福祉部 > 生活福祉1課・2課 > 介護扶助
> 指定機関（介護）の指定申請書等届出様式）

介護扶助は、生活保護法指定介護機関により提供するものであり、生活保護受給者に介護保険サービスを提供する場合は、生活保護法指定介護機関の指定を受ける必要がありますので御留意ください。

3. 他法他施策との関係について

(1) 介護保険第1号被保険者及び第2号被保険者の場合

介護保険（介護扶助）が自立支援給付に優先します。

利用者負担分（1割）を生活保護の介護扶助で賄います。

(2) 介護保険被保険者ではない被保護者（40歳以上65歳未満の被保護者で、医療保険未加入の者）の場合

介護保険の被保険者にはなれませんが、特定疾病により介護が必要と認定された者は、介護保険と同内容の介護サービスを生活保護法により受けることができます。

この場合、介護サービスに係る費用の全額（10割）が生活保護で給付されることから、他法他施策を優先して活用し、不足する部分を介護扶助で賄うことになります。

障害者手帳を所持している方、自立支援医療や難病の受給者証をお持ちの方などは、障害者総合支援法の給付対象となる場合がありますので、優先して活用できているか、適宜確認をお願いします。

<問い合わせ先>

川口市生活福祉1課 適正化推進係 介護担当

TEL : 048-259-9036